



令和5年(2023年)

SETAGAYA 区のおしらせ

9/25 No.1901

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)

区のホームページ

▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



世田谷区教育振興基本計画(素案)

にご意見・ご提案をお寄せください

世田谷区教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けています。この計画は、誰もがより良い教育を受けられ、学ぶことができ、幸せな未来を実現できることをめざすものです。現在の社会は急激に変化しています。その変化を的確に計画へ反映するため、第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間は10年間でしたが、今回の計画は5年間とし、令和6年度から令和10年度までのめざすべき教育の方向性を示しています。

世田谷区教育振興基本計画策定委員会等で検討を重ね、素案をまとめました。子どもから大人まで幅広い世代の皆さんからご意見・ご提案をいただいた上で、計画の策定の検討を進めます。

☎教育総務課 ☎5432-2745 FAX 5432-3028

世田谷区の小・中学生の皆さんへ

世田谷区教育委員会では、新しい教育の計画をつくっています。世田谷区の教育の計画ですから、教育に直接関係する児童・生徒の皆さんの「意見」が必要です。裏面に計画の大事な点である「教育目標」と4つの「基本方針」を書いています。右の二次元コードを読み取り、オンライン手続きで意見をお寄せください。

※郵送でも意見を受け付けます。郵送で提出される場合は、下記宛名用紙を使用し、意見の最後に学年を書いてください。



郵送提出用 宛名用紙

1 5 4 - 8 7 6 6 202

料金受取人払郵便
世田谷局承認
3202
差出有効期間
2023年
10月17日まで
(切手不要)

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

令和5年4月に施行されたこども基本法第3条の基本理念に「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」などが規定されました。

子どもの意見を尊重した施策とするためには、子ども権利条約やこども基本法における「子どもを個人として尊重する」「子どもの意見を尊重する」などの基本理念を踏まえておく必要があります。子どもを中心とした教育を本計画の最も大切な視点としていくとともに、子どもの意見が反映される教育について、あらゆる子どもの学びや成長に関わる全ての方たちと共通理解を深めることに重点的に取り組んでいきます。

計画の素案をご覧いただき、皆さんからの幅広いご意見・ご提案をお待ちしています。

世田谷区教育委員会教育長 渡部理枝

基本方針①

新しい知を創造する

ICTを創造的に活用し、粘り強く、多様な知を結集し、新たな価値を見出す

基本方針②

地球の一員として行動する

すぐに答えの出ない課題に対して、自らの可能性を信じ、広い視野を持ち創造的な解決策を見出す

基本方針③

多様性を受け入れ
自分らしく生きる

違いを受け入れ、様々な人々と協力し、自分らしく豊かな人生を切り拓く

基本方針④

共に学び成長し続ける

子どもも大人も学び合い共に成長し続けられるよう、知的好奇心と探究心で学びの輪を広げる

教育目標

『幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育』

子どもも大人も一人ひとりが学びの主体として、自分の可能性を信じ人生をデザインしながら自分らしく生きていくことが重要です。

予測困難な時代においても、それぞれが思い描く未来を自分らしく生きるために、自らが課題に向き合い、判断して行動できるよう、『幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育』を教育目標に掲げ推進します。



区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。



区HPQ 204982

ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見は、計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに令和6年2月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

閲覧場所 計画(素案)の全文は、区のホームページ(前記二次元コード)、教育総務課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③その他本計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 10月16日(必着)

提出方法 ●区のホームページ(前記二次元コード)から
●書面(次の事項を明記)を郵送(右記宛名用紙を使用可)、ファクシミリまたは持参で教育総務課(☎5432-2745 ☎5432-3028)へ
記入事項①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称(中学生以下は学年も明記) ③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、教育総務課へご相談ください。
※中学生以下の方は本紙表面中央の二次元コードからも受け付けます。「回答ページへ進む」をクリックして意見をお寄せください。

スケジュール(予定) table with dates 9月, 6年2月, 6年3月 and corresponding actions like '素案の公表・意見募集' and '計画の策定'.

Diagram showing steps for submitting comments: 1. Cut out the envelope, 2. Attach the document, 3. Post it. Includes a '【ご注意ください】' (Please note) box with instructions on envelope size and usage.